

軽度者に対する福祉用具貸与の取扱いについて

1. 基本的な考え方

要支援1・2及び要介護1の者（以下、「軽度者」という。）については、その状態像から見て、使用が想定しにくい下記別表の「対象外種目」（カ.自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く）については、軽度者及び要介護2・3の者）は、原則として貸与できません。また、軽度者に該当しない場合でも必要性に応じた判断が必要となります。

2. 例外給付について

軽度者（ただし、自動排泄処理装置については、介護2・3の方も含む）であっても、次の（1）または（2）に該当する場合は例外的に貸与できます。いずれも、市で把握・確認する必要があることから、「3. 提出書類について」のとおり書類を提出してください。

（1）厚生労働大臣が定める状態像に該当する場合（認定調査の項目）

- ① <別表>に定めるところにより、要介護認定審査会資料の認定調査項目（基本調査）の結果を用いて、要否を判断します。

<別表> 厚生労働省第95号告示第25号のイ

対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ	厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果
ア 車いす及び 車いす付属品 ※1参照	（一）日常的に歩行が困難な者	基本調査1-7「3. できない」
	（二）日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	— ※「②」へ
イ 特殊寝台及び 特殊寝台付属品	（一）日常的に起きあがり困難な者	基本調査1-4「3. できない」
	（二）日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具 及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3「3. できない」
エ 認知症老人徘徊 感知機器	次のいずれにも該当する者 （一）意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者 （二）移動において全介助を必要としない者	（一）基本調査3-1「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 又は基本調査3-2～3-7のいずれか「2. できない」 又は基本調査3-8～4-15のいずれか「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。 （二）基本調査2-2「4. 全介助」以外
オ 移動用リフト （つり具の部分 を除く） ※1参照	（一）日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査1-8「3. できない」
	（二）移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	基本調査2-1「3. 一部介助」又は「4. 全介助」
	（三）生活環境において段差の解消が必要と認められる者	— ※「②」へ
カ 自動排泄処理 装置	次のいずれにも該当する者 （一）排便において全介助を必要とする者 （二）移乗において全介助を必要とする者	（一）基本調査2-6「4. 全介助」 （二）基本調査2-1「4. 全介助」

- ② ただし、別表のオ（二）とオ（三）については、該当する基本調査結果がないため、主治医から得た情報及び福祉用具専門相談員のほかサービス提供事業者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより介護支援専門員が判断します。

(2) (1) に該当しない場合でも、次の i ~ iii の状態像に該当すると判断した場合

事例類型	状態像の例	福祉用具貸与種目の例
i	疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に告示で定める福祉用具が必要な状態に該当する者	・特殊寝台 ・移動用リフト
ii	疾病その他の原因により、状態が急速に変化し、短期間のうちに告示で定める福祉用具が必要な状態に該当することが確実に見込まれる者	・特殊寝台
iii	疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から告示で定める福祉用具が必要な状態に該当すると判断できる者	・特殊寝台 ・床ずれ防止用具及び体位変換器 ・移動用リフト

注1 上記 i ~ iii のいずれかに該当することが医師の医学的な所見に基づき判断されている

注2 サービス担当者会議等を通じて適切なケアマネジメントにより、福祉用具貸与が特に必要と判断されている

注3 必要性を位置づけている

※以上を満たしていることを、市が居宅サービス計画書等で確認することにより要否を判断します。記載方法については、「4. 留意事項」を確認してください。

※1 (1) ①に該当しない場合、【(1) ②】か【(2)】の判断について

ア. 車椅子、車椅子付属品

【(2) の場合】 i ~ iii (疾病、障害など本人の状態によるもの) の状態像の考え方

- 主治医より(長距離)歩行禁止の指示がある (iii の状態像)

※意識消失が頻回にあり屋外歩行が禁止、人工関節術後で段差などの多い屋外歩行は禁止、骨折し歩行禁止など

- ターミナルなど、急速に状態が悪化し歩行が困難となる状況が想定されている (ii の状態像)

⇒ 歩行禁止の指示やターミナルの場合に限り(2)に該当します

【(1) ②の場合】「a 日常 b 生活範囲における c 移動の支援が特に必要と求められるもの」の考え方

- a 「日常」とは、「毎日のようにくり返されるさま」「ふだん通りであるさま」という意味です。

※おおむね週 1 回以上の利用の必要性がある場合を想定しています。

- × 通所やショートステイなどの介護保険サービス利用のため ※サービス事業所で用意すべきもの

- 目的が異なる場合も週 1 回以上必要な場合は可能 ※先週は通院で必要、今週は買い物で必要など

- b 「生活範囲における」とは

- × 通院や買い物に必要な場合でも、通院先や買い物先の車椅子を利用することで可能な場合

- × 通院に通院等乗降介助を利用する場合

- 透析で週 3 回通院等乗降を利用しているが、帰宅直後は車椅子がないと動けない、生活できない

- 居室内は不要だが、居室から浴室までの距離は歩行できない

- 目的地までの道中で必要な場合(バス停まで 200m あり、10m 以上継続して歩行できない)

※アセスメントに 0m は歩行可能や、段差や坂は歩けないなど具体的に記載

- c 「移動の支援が特に必要と認められるもの」とは、疾病、障害など本人の状態と環境によるもの

- × 何かあった時にあると助かる ※便利

- × 通院時に病院の車椅子を借りるよりも、専用がある方が助かる ※取りに行く手間がかかるから

- 身体機能や疾患の影響で継続して 10m 以上(長距離)は継続して歩行できない

※心不全や呼吸器疾患により呼吸苦がある、パーキンソン症状で ON・OFF 現象がある、膝の疼痛が悪化するなど

- 治療や疾患の影響により長距離の歩行は困難

※抗がん剤治療中などで貧血症状が出やすく急にふらつきがある、片麻痺があり長距離の歩行は困難など

- 障害や身体機能の低下により歩行ができない状況 ※体力の低下はあるが区変しても変わらないなど

⇒ あくまでも例示ですが、a・b・c 全てを満たす場合に(1) ②に該当します

オ. 移動用リフト

- × 住宅改修や他の部屋を調整することで段差の問題が解消できる

- 生活環境での環境が原因で段差の解消が必要な場合のみ

⇒ 環境が原因の場合に限り(1) ②に該当します

3. 提出書類について

「2. 例外給付について」で示している例外給付の類型別に下記書類を提出してください。

※要支援者については、より重度化防止・介護予防の視点が必要なことから、(1)②及び(2)については、事前に高齢者支援課地域包括ケア推進係で確認させていただきます。要否は、介護保険課介護保険係が判断します。

例外給付 類型	対象者	提出書類	提出先	回答
(1)①	要介護者 要支援者	□軽度者に対する(介護予防)福祉用具貸与例外給付確認書 (別紙様式) ※FAX(0940-36-2410)での提出可	介護保険課 介護保険係	なし
(1)② 及び (2)	要介護者	□軽度者に対する(介護予防)福祉用具貸与例外給付確認書 (別紙様式) □居宅サービス計画書(第1, 2, 3表) ※同意を得たプランの写し □サービス担当者会議の要点(第4表) ※介護支援専門員が聴取した医師の所見を居宅サービス計画書第4表に記載。 (1)②の場合は必要に応じて聴取する。 ※郵送または窓口での提出	介護保険課 介護保険係	(1)② 「なし」
	要支援者	□軽度者に対する(介護予防)福祉用具貸与例外給付確認書 (別紙様式) □介護予防サービス・支援計画表 ※同意を得たプランの写し □サービス担当者会議の要点 ※介護支援専門員が聴取した医師の所見を記載。 (1)②の場合は必要に応じて聴取する。 □評価票(更新の場合のみ) ※郵送または窓口での提出	高齢者支援課 地域包括 ケア推進係	(2) 「あり」

4. 留意事項

- 合理的な理由がある場合を除き、**事後の書類提出は認められません**
 <<合理的な理由の例>> ・緊急に貸与の必要がある場合
 ・暫定中の利用で、本人の状態像から軽度者ではないと判断されていた場合等
 ※原則は、「受付日(提出日)」=「許可開始日」です。
 ※書類提出と同時に貸与開始する場合は、要否の判断によっては全額自己負担の可能性があります。
- 暫定中の貸与の場合は、貸与にあたっては認定決定前(要介護度が未確定)であるため、利用者に対し自己負担の可能性を説明した上で行ってください。
 ※合理的な理由で事後となった場合でも「不適」の判断となった場合は全額自己負担となります。
- 書類の提出は、例外的に保険給付の対象となるかを市が判断するためのものであり、自費での利用を妨げるものではありません。例外給付の確認結果がわからないうちに貸与を開始することは可能です。
- 「居宅サービス計画書」(要支援は「介護予防サービス・支援計画書」)へ明確な位置づけが必要です。
- 「サービス担当者会議」にて**被保険者の状態や福祉用具の必要性**を話し合い、「サービス担当者会議の要点」に記載してください。
 ※いつ、どこで、なぜ必要かなど明確に記載してください。
- 医師の所見**は、『サービス担当者会議の要点(第4表)』へ記載してください。
 ※要否の判断を行うため、下の①~④の部分を明確に記載してください。

- ①疾病名を含む医師の医学的な所見に基づく被保険者の状態・福祉用具の必要性
- ②例外給付のどの事例類型に該当するか(2.(2)のi及びii、iiiに該当する場合のみ)
- ③確認した医療機関名・医師名
- ④確認日・確認方法(電話、受診同行、担当者会議など)

- 介護認定の更新などによる認定期間の変更や居宅支援事業所が変更となった際は、貸与について**再検討し、書類の提出が必要**です。
 ※居宅サービス計画書(要支援は「介護予防サービス・支援計画書」)変更が生じるため

5. 必要性の検証

軽度者への貸与は原則保険給付外であることを踏まえ、適切なケアマネジメントのもとに運用を行う必要がありますが、**軽度者に限らず**福祉用具は利用者の自立を大きく阻害される恐れがあることから、十分な検討が必要と考えます。福祉用具貸与実施後は、介護支援専門員がモニタリング等の際にその必要性を見直し、その結果を記録してください。

※ケアマネジメントの結果、不要となれば貸与中止となりますが、市への報告は不要です